

富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学省決定）に基づく高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18条。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(受給資格及び支給額)

第3条 学び直し支援金の対象となる者は、富山県内の私立の高等学校等に在学する生徒であって、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
 - (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
 - (4) 平成26年4月1日以降に高等学校に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
 - (5) 高等学校等を退学したことのある者
 - (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
 - (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。

(受給資格の認定等)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）に省

令第3条に定める保護者等の課税証明書等（以下「課税証明書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。なお、高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）に委任がある場合は、学校設置者を経由して提出することができるものとする。

- 2 学校設置者は、前項の申請書の提出があったときは認定申請者一覧（様式2）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の提出があったときは、速やかに当該申請を審査のうえ、認定又は不認定を決定し、受給資格認定通知（様式3及び別添）により申請者又は学校設置者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格認定通知（様式4）又は資格不認定通知（様式5）により申請者に受給資格認定の通知又は不認定の通知をするものとする。
- 5 知事（学校設置者に委任がある場合は学校設置者）は、第3項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して、私立高等学校等学び直し支援金支給決定（支給予定）通知書（様式24）により支給決定額等を通知するものとする。

（収入状況の届出等）

第5条 受給権者は、毎年度、知事が別に定める日までに、私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（様式1）（以下「収入状況届出書」という。）に課税証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。なお、学校設置者に委任がある場合は、学校設置者を経由して提出することができるものとする。

- 2 学校設置者は、前項の届出書の提出があったときは、収入状況届出者一覧（様式6）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、収入状況審査結果通知（様式7及び別添）により受給権者又は学校設置者に審査結果を通知するものとする。
- 4 前項の判定により、第3条に規定する受給資格を満たさない者と認めた場合は、知事は資格消滅通知（様式8及び別添）により受給権者又は学校設置者に資格消滅の通知をするものとする。
- 5 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格消滅通知（所得制限）（様式9）により受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

（支給の差止め）

第6条 知事は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する学び直し支援金の支給を一時差止めする決定を行い、支払差止通知（様式10及び別添）により、受給権者又は学校設置者に一時差止めの通知をするものとする。

- 2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、支払差止通知（様式11）により受給権者に一時差止めの通知をするものとする。

（学び直し支援金受給資格消滅）

第7条 受給権者が、卒業、退学又は転学した場合には、学校設置者は資格消滅者一覧（様式12）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の書類の提出があったときは、資格消滅通知（様式8及び別添）により受給権者又は学校設置者に資格消滅の通知をするものとする。

3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格消滅通知（転学等）（様式 13）により受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

（学び直し支援金の支給停止）

第8条 受給権者は、休学するときには、学び直し支援金の支給の停止を知事に申し出ることができるものとし、支給停止申出書（様式 14）を知事に提出するものとする。なお、学校設置者に委任がある場合は、学校設置者を経由して提出することができるものとする。

2 学校設置者は、受給権者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、支給停止申出者一覧（様式 15）を知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、支給停止通知（様式 16 及び別添）により受給権者又は学校設置者に支給停止の通知をするものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、支給停止通知（様式 16）により受給権者に支給停止の通知をするものとする。

（学び直し支援金の支給再開）

第9条 前条第1項の申出をした受給権者は、復学したときには、支給再開申出書（様式 17）に第5条第1項の届出書（収入状況届出書）及び課税証明書等を添えて知事に提出しなければならない。なお、学校設置者に委任がある場合は、学校設置者を経由して提出することができるものとする。

2 学校設置者は、受給権者から前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、支給再開申出者一覧（様式 18）を知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から学び直し支援金の支給を再開し、支給再開通知（様式 19 及び別添）により受給権者又は学校設置者に支給再開の通知をするものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、支給再開通知（様式 19）により受給権者に支給再開の通知をするものとする。

（支給実績証明）

第10条 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給の実績を証明する書類の発行を請求するときは、知事に支給実績証明書申請書（様式 20）を提出し、支給実績証明書（様式 21）の交付を受けることができる。

（学び直し支援金の支給）

第11条 知事は、第4条の規定により支給を決定した場合には、予算の範囲内において第3条第3項に定められた額を受給権者に支給する。ただし、学校設置者に委任がある場合は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料にかかる債権の弁済に充てるものとする。

(学び直し支援金の返還等)

第12条 知事は、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けた者があるときは既に受給した学び直し支援金額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第13条 知事は、支給の状況に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に調査させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 学校設置者は、学び直し支援金に係る書庫書類を支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成27年度の請求分から適用する。